内閣衆質一七一第六五〇号

平成二十一年七月十七日

内閣総理大臣 麻 生 太 郎

衆議院議長 河 野 洋 平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるワインの保管並びに使用等に関する再質問に対し、 別紙答弁書

を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるワインの保管並びに使用等に関する再質問に対する答弁書

一について

先の答弁書 (平成二十一年七月三日内閣衆質一七一第五九九号)一から三までについてで述べたとおり、

要人の定義は様々であるため、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

二及び三について

お尋ねについては、 詳細な調査を行う必要があるため、 お答えすることは困難である。

四について

平成十八年に消費した本数は約千本、 平成十九年に消費した本数は約千本、平成二十年に消費した本数

は約千百本である。

五について

先の答弁書(平成二十一年七月三日内閣衆質一七一第五九九号)六についてで述べたとおり、年間を通

じての諸外国要人の本邦訪問は多岐にわたり、 具体的な滞在日程等が来日直前まで確定しない場合も多い

ため、 常に対応できるように一定の質及び量のワインを保存することが必要である等の事情があるからで